望月よしひさ 県政報告

第９号

２０２３年１１月

http://motiduki.info/

故郷（ふるさと）の安全と子ども達の未来のために！

◉ 高校入試に調査書（評定）不要枠を設けること
◉ 県職員の人員不足
◉ ガソリン価格高騰への対応
について質問しました。

高校入試に調査書（評定）不要枠を設けることについて

質問

（1・不登校生に対する「配慮」の中身と「周知」）

調査書が高校受験の合否に影響を与えることが、不登校生徒の公立高校への入試をためらわせる理由となっており、多くの中学生にとっても、学生生活における精神的負担になっている。県教育委員会は、これまでも評定のつかない教科があることや、不登校であるのみで不合格となることはないとし、学校に対し配慮した選抜とするよう周知しているとのことだが、その周知は徹底されていると考えるか。また、具体的にどういった配慮がされているのか。

（2・調査書の必要性）

配慮することにより、評定のつかない科目があっても不利にならないのであれば、調査書による評価を受検において利用すること自体が必要なのか。もちろん、評定を含む調査書を評価してもらうことが有利な生徒にとっては、受検当日の成績のみによって判断されるより安心であり、調査書を一概に否定するものではないが、教育委員会としては、受検における調査書の必要性やその重さについてどのように考えているか。

（3・調査書不要枠を設けるよう提案）

評定のつかない教科があることや、不登校であることのみで不利益にならないよう配慮していても、**実際の扱いがどのようなものなのか、受検生や保護者には見えづらい面は残らざるを得ない。**

署名の提出がなされたように、調査書不要枠を一定数設けることにより、不登校生徒等にとって不利とならず、入試における学力検査の点数のみで合否を判断する公平な入試機会を保障すべきと考えるが、いかがか。教育長に伺う。

答弁（教育長）

（1・に対する答弁）

県立高校入学者選抜の後期選抜においては、グラフの縦軸に調査書の評定の合計、横軸に学力検査の合計点を取った相関図を用い、調査書の記載内容とも併せて総合的に合否の判定を行っている。評定の付かない教科がある生徒については、相関図上に他の受験生と同じようには示すことができないため、学力検査の点数および調査書の記載事項等により、個別に審議している。調査書の記載に当たっては、中学校等では、「各教科の学習の記録」の備考欄に説明をつけたり、「総合所見および指導上参考となる諸事項」欄に学校外の学習の状況等についても記入することができ、また、必要に応じて高校から中学校等に確認もしている。

これらの配慮については、これまで中学校・高校の学力検査連絡校長会議で説明したり、「入学者選抜要項」や不登校児童生徒の学びのサポートガイド「はばたき」に記載し、周知に努めるとともに、各地区で開催する高校進学相談会において、生徒保護者へ直接説明することも行っている。しかしながら、依然として、入学者選抜における配慮への不安の声が寄せられることから、今年度改めて配慮の内容をまとめた文書を作成し、必要な生徒保護者に周知するよう、各中学校長等に依頼した。

今後も機会を捉え、生徒・保護者の不安を払拭できるよう、引き続き周知に努めてまいる。

（2・に対する答弁）

調査書は、平素の学習状況を評価し、学力検査で把握できない学力や学力以外の生徒の個性を多面的に捉えたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価し、これを活用していくという趣旨のもの。学力検査とあわせて調査書を用いることで、受検生の多様な資質・能力を多面的、総合的に評価した選抜が可能になると考えている。

（3・に対する答弁）

現在の県立高校の入試制度においては、受検生の資質・能力を多面的、総合的に評価するという考え方のもと、入試機会を保障しているところ。今後も特別な枠を設定するのではなく、このような全体の枠組みの中で、様々な事情のある受験生も含め、個々の状況に配慮していくことが適切であると考える。

引き続き様々な意見を聞きながら、全ての生徒が安心して臨める公平公正な入学者選抜になるよう努めてまいる。

再質問

多面的、総合的と言われても、当事者にとっては**具体的にどのような判断がなされたのかが見えない**のではないか。そういった判断が見えなければ、やはり受検する側とすると、配慮があるのかないのか、**わからないことによって、公立高校の受検をためらう**ことが、結局繰り返されてしまうのではないか。

どのような配慮がなされたのか、せめて**当事者に対して具体的に開示するべき**と考えるがいかがか。

再答弁（教育長）

高校入試においては、例えば学力検査の件数などの開示を行っているが、その総合的な判断の中身については開示して

編集・発行　望月義寿　事務所 〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 909　TEL・FAX：026-285-0133　■HP　http://motiduki.info/　■ E-mail　motiduki@mti.biglobe.ne.jp

いない。基本的には、様々な項目を総合的に判断しているもので、一律に説明することは難しい。

要望

実際のところ総合的な判断になるのだろうが、どのような判断でそのような結論に至ったのかということぐらい説明してほしい。

県職員の人員不足について

質問

財政健全化や行政改革の名の下に、地方公務員の人員の削減が行われてきたが、福祉需要の増大や、頻発する自然災害に対応するため、県職員の業務量はむしろ増える傾向にあり、多忙であるとの声が寄せられている。人事課としては、各所属の意見を考慮した人員配置や、任期付職員等の雇用により対応しているが、人員確保への対応は十分に行われていると考えているか。

特に土木職などの技術職の確保が難しいと聞く。恥ずかしながら、技術職には特別手当がついていると思い込んでいたが、特定の職種以外は技術職であっても通常の給与体系であり、資格を持っていても給与に反映されないとのこと。民間に行けば資格手当も期待できるところ、技術職であっても資格を持っていても給与に反映されず、災害時には多忙を極める状況。我が国全体で労働力不足となった昨今、建設業界においても人材確保のため処遇改善がなされている中で、県職員の技術職の待遇改善をしなければ人員確保は難しいと考える。

人材あっての県政。県民生活の維持・向上のため、給与体系を見直すなど抜本的な改善策が必要であると考えるがいかがか。

答弁（総務部長）

県組織の職員数は、総務部が各部局から現在の業務の状況や翌年度の業務量の増減等を聞き取り、必要数を決めている。その際、業務の効率化・集約化等による職員数の削減だけでなく、職員の時間外勤務状況を考慮した職員数の増や、児童相談や交通政策など喫緊の課題に対する職員の増員など、メリハリの利いた組織となることを目指している。

一方、人員の確保に当たっては、当年度の退職者数や組織の改廃などから、翌年度に必要となる採用数を決めているが、予定する採用数を確保できない状況が続いている。

そこで、必要な採用数を確保するため、現在、採用試験の内容を民間企業と併願しやすいものに見直したり、試験回数を増やすなど、受験者数を増やす取組を進めるとともに、欠員が生じる場合や一時的に業務量が増える場合には、臨時的任用職員や任期付職員等の任用により、人手不足の解消に努めているところ。

職員の多忙解消に向けては、庁内において「かえるプロジェクト」を立ち上げて「仕事の減量化・効率化」などを検討しており、こうした取組と合わせて、必要な人員を確保してまいりたい。

専門知識を持つ技術職種については、人材の確保が年々難しくなっており、特に総合土木職については、議員指摘のとおり、必要な採用数の確保が難しい状況。このため、総合土木職の採用試験では、今年度より試験回数を年2回から年3回に増やすとともに、試験内容についても、従来の教養試験や専門試験を廃止し、専門性をアピールする記述試験に変更するなど、大幅な見直しを行い、その結果今年度の受験者数の増加に大きな効果があった。こうした取組を通じて、まずは必要な採用数が確保できるよう取り組んでまいりたい。

また、人員確保のために給与体系を抜本的に見直すことについて、職員の給与は、初任給や手当を含め、中立的かつ専門的機関である人事委員会による給与勧告を踏まえ決定することを基本としつつ、まずは採用面での対策をしっかり行い、こうした様々な取組も踏まえ、総合的に研究してまいりたい。

要望

総合的に、採用自体の仕方を変えて対応してもらっているが、ここまでくると抜本的に、**採用の仕方を変えても実際に採用できなければ仕方ない**。是非とも県職員になりたいと思えるような抜本的な対策を打ってもらいたい。**初任給調整手当や特殊勤務手当**を付けるといったことも考えてもらいたい。

ガソリン価格高騰への対策について

質問

中山間地域が多く、公共交通機関が十分整備されていない本県において乗用車は生活の上で必要不可欠な移動手段であり、ガソリン価格の高騰は県民の生活に大きな影響を与える。また、県外からの観光客にお越しいただく観光地という観点からも、ガソリン価格が全国一高いということはマイナスの要因となり、観光業にも悪影響を与える。政府による「燃料油価格激変緩和補助金」や県内事業者の努力により、ガソリン価格が抑制され、本県は全国10位の高さに現状なったが、今後を見据え、抜本的対策を講ずる必要があると考える。

県石油商業組合と意見交換を行い、要因分析を進めているとのことだが、県民の負担軽減やマイナスイメージ払拭のため今後の対応はどのように考えているか。トリガー条項の発動を国に求める、全国一になった場合に**県単補助により価格を下げる**等、様々な方策が考えられるが、今後の対応策や方向性について産業政策監の所見を伺う。

答弁（産業政策監）

県石油商業組合との意見交換において、長野県のガソリン価格が全国と比べて高い要因として、仕入れ価格が高い傾向にあることや、市場が狭い傾向にあり一店舗当たりの販売量が少ないことなどが挙げられた。

こうした点も踏まえ現在要因分析を進めているところ。この中で仮に流通経路など構造的な要因が地域格差に影響を及ぼしていることが明らかであれば、国に対処を求めていく所存。

県の補助との話もあったが、現在、国の燃料油価格激変緩和事業が延長され、ガソリン価格は低下している状況にもある。また、国と同じような支援は様々な観点から議論が必要であり、財源的にも難しいものと考えるところだが、ガソリンを含め様々な物価動向を見極めながら、国が予定している経済対策等も踏まえ、その影響が大きい業種、困窮者など事業者・生活者支援を検討していきたい。あわせて、ガソリンスタンド等の経営の効率化・合理化の視点も念頭におき対応策を検討してまいる。

編集後記

令和５年９月定例会においては３項目の一般質問をさせていただきました。３項目とも、県民の皆さまからいただいたご意見・ご要望を基に質問しましたが、高校入試に調査書（評定）不要枠を設けることについての質問は、我が会派「改革信州」に寄せられた要望を提案したものです。

ガソリン価格高騰への対応についての質問も、県民の皆さまの切実な声を受けて提案させていただきました。

これからも、現場の声、生活者の視点に基づいて県民生活向上に向けて取り組んでまいりますので、ご意見・ご要望をお寄せくださいますようお願いいたします。

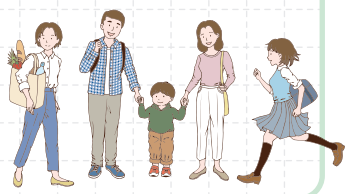

望月義寿事務所

〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田909

■ TEL・FAX 026−285−0133
■ E-mail motiduki@mti.biglobe.ne.jp
■ http://motiduki.info/